

令和7年度第4回（第72回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和8年1月20日（火） 於：外務省南396号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	0/15 件	審査対象： 令和7年度第2四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	4/31 件	
指名競争方式	0/2 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/22 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	6/47 件	
合計	117 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官から「令和7年度外務省調達改善計画」上半期にかかる自己評価の報告を行うとともに、「令和8年度外務省調達改善計画」策定にかかる今後の進め方について言及し、各委員より了解を得られた。	

委員	外務省
<p>1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3 再度入札における一位不働状況 （特段の意見なし）</p> <p>4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5 抽出案件の審議</p> <p>②-4：「経済局レイアウト変更に伴う既存設備の移設及び什器」の購入</p> <p>○ 一者応札の要因如何。また、予定価格書の積算根拠となる参考見積りは5者へ依頼したとあるが、依頼のタイミングと5者の選定についてご説明いただきたい。</p> <p>○ 参考見積りを提出しなかった事業者について、入札参加の見込みがなくとも見積りは提出できるのではないかと考えるが、その点についてはどのように考えているか。</p> <p>○ 契約関係書類を拝見すると、合計9名分の什器等が、新設される部屋及び他の部屋へ移設と記載があるが、機構改革前は別の部屋に席があったのか。</p>	<p>● 入札不参加事業者に聴取したところ、応札しても落札できる見込みがなかったといった回答があり、一者応札の要因の1つと考えられる。 また、参考見積りを5者に依頼し、回答があった2者からの平均を参考価格としたが、見積り依頼は、公告期間前の6月10日前後に行った。5者の選定については、経済局は2024年にオフィス改革を行っており複数の事業者とやり取りを行う機会もあったことから、対応可能な事業者に依頼を行った。</p> <p>● 今回は、個別に調達するより経済的と考え、什器の購入だけでなく敷設も併せ、一括で調達を行った。入札日のタイミングについては、機構改革を行うにあたり、ギリギリまでの課室が何名になるのか等の見通しが立たなかったことから、公告期間を十分に確保することが難しい状況であった。そのような状況を踏まえ、実際に落札の見込みがある事業者が参考見積りを提出してきたのではないかと認識している。</p> <p>● 然り。新設された部署は、機構改革前は経済局内にはなかったため、人員を増加し、新たに席が必要となった。</p>

委員	外務省
<p>○ 減員となった部署の席はどうなったのか。</p> <p>○ 既存の什器、備品の搬出及び新しいものの搬入作業も含まれているとのことだが、事業者が見積りにあたって、現場を下見する機会は設けたのか。</p> <p>○ 書類で入札の条件を提示するだけでなく、入札に参加する可能性のある事業者は実際に現場も視察されたということか。また、タイミングは入札の公告期間中か。</p> <p>○ 入札公告をしないと、本案件が事業者には周知されないと思うがその点についてご説明いただきたい。</p> <p>○ 過去のレイアウト変更等の価格や請負事業者について、外務省全体で情報交換等を行っているのか。</p>	<p>● 減員となった部署の什器も、新設された部屋へ一部移動した。一方で、減員となった部署では新しい机や什器の搬入、キャビネの移動等の必要は生じなかった。</p> <p>● 事業者が参考見積を提出するにあたって、現場の視察は行っている。</p> <p>● 然り。視察は公告期間よりも前のタイミングで行った。</p> <p>● 参考見積を依頼し、提出があった2者については、参考見積を出す前に視察を行った。</p> <p>● 然り。外務省内で過去に行ったレイアウト変更・オフィス改革等について、他部局とも情報交換を行った上で、今回の価格については妥当と理解している。</p>
<p>②-1：「外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付等に係る複写」業務委嘱</p> <p>○ 一者応札の理由如何。また、本件は継続して行っている業務なのか、若しくは特定の期間だけ発生する業務なのか、業務の性質について教えていただきたい。</p> <p>○ 毎年度入札するのではなく、一つの事業者と複数年度の長期継続契約を締結することは制度的に難しいのか。</p> <p>○ 外交史料館は時折利用させていただいており、ユーザーとしての意見となるが、何度かCD-ROMに写しのデータを依頼した際、特殊な形態のファイルだったと記憶している。また、まとめた1つのデータではなく1枚ずつの複写データとなっているため、まとめた上でPDFファイルでいただけると有り難いが、技術的に難しいのか。</p>	<p>● 一者応札の理由は、十分な公告期間を設けているものの、特定歴史公文書という貴重な史料の写しを取り扱う業務のため、専門技能と十分な経験が必要とされることから、対応可能な事業者が少ない。落札事業者以外の事業者を確認したところ、業務仕様上の要件となっている派遣技術者の外交史料館への常駐が難しいと示されたことが主な要因の1つと思料する。複写業務は、文書の取扱には特別な注意を要するため、(文書の館外持ち出しは不可であるので、)外交史料館に常駐し、利用請求の都度作業している。</p> <p>● ご意見承った。今後、検討させていただく。</p> <p>● ご意見承った。今後、検討させていただく。</p>

委員	外務省
<p>○ 資料を拝見すると、通年の業務のはずだが契約期間が令和7年7月1日からとなっており、4月から6月の期間が抜けているが、本案件はどのようなサイクルで契約しているのか。</p> <p>○ 令和8年度の契約からは、見直し後の契約内容となるのか。また、翌年度予算をとって入札が行われるのか。</p> <p>○ 複写方法については技術の進歩があるかと思うが、重要な史料の安全に配慮した上で、専門性がなくても低コストで複写可能な方法については、検討されているのか。</p> <p>○ 特にファイルが分厚く、真ん中などの部分はスマートフォン等では写しづらいため、専門の技術者に依頼せざるを得ない場合があると思料する。</p>	<p>● 本来は4月1日からの業務であるが、前年度末に複写方法の見直しを行い、複数の関係部署と協議が必要であったことから、令和7年4月1日からの契約に間に合わなかったため、今回は見直し前の複写方法を継続して随意契約を行った。</p> <p>● 然り。令和8年度の契約からは見直し後の複写方法での契約となり、入札手続きを経て、令和8年度4月1日から契約することとなる。</p> <p>● 普通に複写できれば良いとのことであれば、利用者自身がデジタルカメラやスマートフォンで複写することも可能だが、綺麗に複写したい場合には、古い繊細な紙の場合もあるため一般的な撮影方法では対応が難しく、技術者による作業が必要となる。</p> <p>● 然り。</p>
<p>⑥-26：「金属探知機設置」業務委嘱</p> <p>○ 本契約は、緊急随意契約とのことだが、見積り依頼をしている3事業者については固定ではなく、今回、偶然この3者だという理解で良いか。</p>	<p>● 然り。事業実施日までに期間がなく、本件業務を確実に履行できる規模の事業者に見積り依頼を実施したもので、事業者は固定ではない。</p>
<p>②-8：「クリスマスカード制作・納入」業務委嘱</p> <p>○ 参考見積りは3者に依頼したものの、提出は1者のみで、他2者は参考見積りの提出も辞退した理由については確認されているのか。また、一者応札の要因如何。</p> <p>○ 毎年、本案件があると理解しているが、今年のみ参考見積りが一者だったのか。また、仕様を満たしていない図柄については、どういったことが不適合の理由となったのか。</p> <p>○ クリスマスカードは一般的なものだと思われるが、例えば、外務省の英語のホームページアドレスを掲載するのも一案と思料するが既に掲載されているか。</p>	<p>● 参考見積りを辞退した事業者に理由を聴取したところ、注文部数が多く対応困難との回答があった。また、一者応札の理由については、入札関連書類の提出があった2者のうち、1者についてはクリスマスカードの図柄が仕様を満たしていないため不適合とし、結果的に一者応札となった。</p> <p>● 過去には2者以上から参考見積りの提出があったが、今年度は一者のみであった。またグリーンディングカードはクリスマスや新年のお祝いという性質があり、この性質にふさわしくない図案が複数あったため不適合とした。</p> <p>● 当省のホームページのQRコードを掲載すべきのご意見だと思料する。現状のクリスマスカードは定型のメッセージを各国語版で作成しているが、当省ホームページの案内は掲載していないため、今後検討させていただく。</p>

委員	外務省
<p>②-2：「高速インクジェットプリンター一式の賃貸借」契約</p> <p>○ 3点質問させていただく。1点目は一者応札の要因はどのようなことが考えられるか。2点目は、本プリンターで賞状等の作成を行うとのことだが、特殊なものであれば委託する方法も考えられるが、コスト面で分析しているのか。3点目の質問は、入札関連書類には、紙による入札に限定しているようだが、電子入札を実施しなかった理由を説明いただきたい。</p> <p>○ 昨年度の同様の案件も随意契約であったと記憶しているが、今回は一者応札になったということで、改善したとの理解で良いか。</p> <p>○ 同種の契約を受注する事業者は、概ね決まっているのか。その場合は、予算の範囲内で適正かつ合理的な価格を目指して入札を行うとの理解で良いか。</p>	<p>● 1点目の一者応札となった理由は、参考銘柄として提示したものの取扱代理店が限られている中で、納入実績を証明することが困難であったことが一つの要因と考えている。今後、同様の調達を行う場合には、仕様を満たしているメーカーへの入札参加を促すとともに、仕様の緩和も検討し、取扱い可能な代理店の発掘に努めることとする。2点目は、委託する場合、非常にコストが嵩むと考えており、印刷頻度も高く日常的・機動的に印刷しなければいけない場合もあり、トータルとして本契約を締結した方が経済的であると考えている。3点目については、会計課より回答となるが、賃貸借・保守、それぞれの予定価格の範囲内で落札判定を行う必要があるが、政府電子調達システム（GEP S）ではそれに対応していないため、紙による入札とした。</p> <p>● 昨年度は不落随意契約案件であったが、本契約は昨年度の案件とは異なる機器が対象となっている。</p> <p>● 然り。</p>
<p>⑥-17：「マイナンバーカード交付管理システムオンライン申請対応改修」業務委嘱</p> <p>○ 国外転出者向けマイナンバーカードオンライン申請制度に対応するための改修とのことだが、今後マイナンバーカードが他の用途にも使用可能となった場合には、それに応じてシステム改修が今後も発生するのか。また、その際には本契約事業者と契約する予定なのか。</p> <p>○ 見積りに記載されている工数については、過不足がないか等、十分に確認が必要と思料するが、妥当性について各府省情報化統括責任者（CIO）と相談しながら確認をしたのか。また、想定よりも工数が多く必要だった場合には契約金額の範囲内で行えるのか。</p> <p>○ 仮に追加対応が必要となった場合には、費用は都度協議して決めるのか。それともこの契約金額内で行えるのか。</p>	<p>● 然り。今後、別途改修の必要が生じた場合は、当該システムを開発した本契約事業者に依頼するのが一番合理的と考える。</p> <p>● 工数や価格等の妥当性については、デジタル統括アドバイザーから助言を受けている。現在はリリースが間近の最終段階にあり、現在のところトラブルはなく、追加対応は発生しない見込みである。</p> <p>● 根底から覆るような事態が生じなければ、契約金額内で実施できると承知している。</p>

委員	外務省
<p>⑥-22：「情報公開事務支援システムの機能改修作業」業務委嘱</p> <p>○ 機能の改修を段階的に実施するとのことだが、今年度分の改修内容については計画されているのか。また、来年度以降も改修の実施予定はあるのか。</p> <p>○ 本システムを使用しながら、都度見直しを行っているのか。</p> <p>○ 制度改正による見直し等、想定外の改修は発生すると思料するが、当初設計時に想定可能であったと思われる内容について、改修の必要が生じた事案はあるのか。</p> <p>○ 本件改修作業により、どのような点で業務の効率化に繋がったのか。</p> <p>○ クラウド環境に移行した際に依頼した事業者は、本件改修作業を依頼したとのことだが、クラウド環境に移行する際の費用と今回の改修費用との比較について教えていただきたい。</p>	<p>● 本件改修作業は令和6年度と令和7年度で実施しており、ユーザーである省内各課室や情報公開担当のニーズを聴取しながら、今年度実施する内容を計画した。例えば、画面に閲覧したい機能のアイコンが表示されるよう変更する、文字化けの修正、専門用語をクリックすると用語の説明が表示されるようにするなどの改修を段階的に実施した。本件改修で概ねのニーズを反映し、不便が解消されると考えるため、来年度の改修は予定していない。</p> <p>● 然り。例えば法改正や、他省庁において全省庁の情報公開に関する施行状況調査を実施しているが、調査項目が変更した場合にはそれに合わせたデータ項目を作り直す必要が生じるため、今後そういった改修が発生する可能性があると思料する。</p> <p>● ユーザーは何千人もおり、すべてのユーザーのニーズを反映することは難しいが、概ね今回の改修作業で対応できたと思料する。</p> <p>● 例えば今回オープン環境に移行することで、秘匿性の低い情報については職員がテレワーク環境で取り扱うことができるようになり、テレワーク等業務の多様化にも対応することができるようになった点で好評を得ている。</p> <p>● クラウドに移行した際の契約金額が12,641,200円であり、今回の金額とさほど変わらない状況である。</p>
<p>⑥-5：「令和7年度開発協力広報コンテンツの制作・発信」業務委嘱</p> <p>○ 特定事業者との随意契約となる場合、契約金額を合理的に精査することが重要だと思料するが、見積書を拝見すると一式の金額となっており、金額の妥当性は確認されたのか。</p>	<p>● 具体的に何人が何日間関わるといった詳細の提出は求めているが、ODAMANの動画作成には相当人数が必要である。別途、本契約とは別に他のコンテンツ動画も入札で発注しているが、撮影や編集は少なくとも7、8人で行う必要があり、また編集、仕上げにおいてはディレクターレベルの経験値のある方が複数人で携わっていると承知している。人数、経験値のある10人近くのチームによって、1つの動画作成に数ヶ月間かかると承知している。本案件の動画作成においても音声やカットの仕方等も手が込んでおり、このレベルのものを作成するには今ご説明したような人数、経験値のあるチームで一本動画を作成するのに数ヶ月間は最低限必要であると思料する。</p>

委員	外務省
<p>○ ご説明いただいたような手間がかかっている状況であれば、第三者が見た際に一式という記載ではきちんと積算されているのか疑問が生じるため、見積りにも見込み工数等を明示しておいた方がいいと思料する。</p> <p>○ 結果調査の報告書によると、ODA（政府開発援助）に対する関心度や支持傾向も上昇したとのことだが、報告書はどこが作成していて、どこが検証を行ったのか。</p> <p>○ 公開検証は重要であるが、データは当事者でないと分析できないことも理解した上で、一般論として当事者による検証は証拠としての価値がどの程度あるのかというのは懸念する。 2点目の質問は、キャラクターの著作権元である事業者と、知的財産権に関し独占契約を結んでいる本契約事業者を通じないとODAのキャラクターを使用することができないと理解したが、外務省のODA事業として長く実施しているのであれば、もともと権利を有している事業者が独占するより、実際に使用し、多方面に発信をしている外務省の取り分があっただけとしか思料するが、契約時に著作権の条件を外務省が受け入れないといかないというのは検討の余地はないのか。</p>	<p>● 承知した。今後留意する。</p> <p>● 事業報告書は本契約事業者が作成しており、令和6年度の報告書によると、動画視聴前では調査対象者の約10.9%がODAを積極的に進めるべきと回答していたが、視聴後には22.7%に上昇しており、11.8%伸びている調査結果が出ている。当該調査は本契約事業者が調査対象人数等を決定し、一定期間調査をした結果であり、それに基づいて報告書が提出されている。</p> <p>● ご指摘のとおりであるが、毎年契約については交渉を重ね工夫を行っている。例えば昨今、広報における動画の重要性が高まっていることから、若年層向けの短時間の動画をSNSに多く投稿するなどの工夫も行っている。また、見積書の金額が膨れ上がらないよう、純増の分だけの増額を認め、その他は基本的に同じ値段で効果を上げられるよう、著作権元及び本契約事業者と交渉している。権利に関してはご指摘のとおり、独占契約に基づく契約が続いているが、他方で、契約の中身と金額において、継続契約の価値や強みを生かし、著作権元や本契約事業者の理解と譲歩を得ながら、限られた予算の中で効果を上げる意味では、この関係性は一定の成果を上げていると感じている。</p>
<p>⑥-11：「国際法模擬裁判『2025年アジア・カップ』の運営」業務委嘱</p> <p>○ 財団法人は人件費・管理費等の利益経費を計上しないため、安く抑えられるとのことだが、本契約事業者の決算書を拝見すると、会費が収益で計上されている。こういった人件費や管理費はこの会費で賄われているということか。</p> <p>○ 本契約事業者の昨年の3月期と前の期の決算書を比較すると、外務省委託金として2年前から200万円以上上がっているが、どういった経費が増えたのか。</p> <p>○ 事業内容としては大きく変わらないが、財源構成が変わったため増えたということか。</p> <p>○ Jessup（ジェサップ／国際法模擬裁判大会）の場合は国際大会の決勝がアメリカであったが、その中の1つとして2020年頃にアジア・カップができたということか。</p>	<p>● そのように理解している。また、ご指摘のとおり今回の契約内容に関しては、管理費や人件費は計上されていない。</p> <p>● 2年前までは日本財団がアジア・カップの実施に関しまとまった資金を提供していたが、2022年を最後に日本財団が後援から外れたため、2023年から外務省単独助成になった経緯がある。</p> <p>● 然り。中身としては基本的に同じ構造、同じ規模で維持されている。</p> <p>● 元々はジャパンカップ（国際法模擬裁判大会）がアジアカップの国内予選として位置づけられていたが、2013年以降は国内予選が廃止され、それぞれ別個の大会として運営されるようになった。</p>

委員	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ○ Jessup (ジェサップ/国際法模擬裁判大会)の際は自費での参加であったが、アジア・カップでは経済的な理由から一部宿泊費や決勝進出に参加できない方の分を外務省が負担する形となっているのか。 ○ 何か国の参加者がいるのか。1国1大学のようになっているのか。 ○ 10数年ほど実施している事業なのか。 ○ 本件事業の効果について、初期の頃の参加者が日本の外務省や日本の学会と交流されている実態はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 然り。アジアの学生は経済的な理由から参加できないという事情もある中で、東京で大きな大会を開催する上で、可能な限り優秀な学生に参加していただきたいという観点から、学生が日本に渡航し本件大会に参加するための費用の助成を行っている。 ● 2025年大会では、日本を含む14カ国が参加しており、日本からは2チーム出場しているため14カ国15チームである。 ● 外務省と本契約事業者の共催となったのは2013年からであり、12～13年間の歴史がある。 ● 国際法模擬裁判のOB・OGのネットワークは、国際法の分野で仕事する上で、頻繁に遭遇するものであり、外務省入省者がその出身者ということもある。また、今回のアジア・カップの場合はアジア地域に限られてしまうが、他国の専門家や外務省等で、模擬裁判をやっていた方がカウンターパートにいたり、そういった面で目に見える効果があると思料する。
<p>⑥-24：「在パラグアイ日本国大使館事務所・公邸新営工事に係る設計意図伝達」業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「設計意図伝達」という業務内容を確認したという観点から審議案件を抽出したが、資料とご説明で理解した。通常の建物の建設工事でも、設計会社がその後、施工監理業務を別契約で実施することはよくあると思料するが、それと似たようなイメージか。 ○ 必ずしも設計意図伝達業務が必要なわけではなく、本案件については特殊性から必要になったということか。 ○ 設計業務は元々あり、それに基づき設計意図伝達業務があるという説明だが、元々の設計業務の契約金額はいくらだったのか。 ○ 民間の法人契約でこのような業務委嘱契約を拝見したことがなく、通常は設計業務の中に意図伝達業務も含まれているのではないかと思料するが、外務省の契約ではこの業務が設計業務と切り離して取り扱われている理由や背景があれば教えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事の監理というのは、工事が適正に行われているかどうか、図面や仕様書に基づいて実施されているかを監理するものだが、本件は、設計者のアイディアや意図・性能を正しく現場に反映できているのかを意図伝達して行く業務である。請け負う工事業者も、設計者の意図を正しく理解しないと設計者の意図と異なるものを作ってしまうことになりかねないため、必要な業務だと認識している。 ● 通常は工事監理業務を別途実施するが、設計意図伝達業務についても必要なため実施する。パラグアイという特殊性からではない。 ● 175,436,000円(税込み)である。 ● 国の事業において、単年度で終わらない案件は、国庫債務負担行為で最大5か年度の契約を締結することができるが、本案件の場合、海外で計画し精緻に積算するため、設計で3か年度を要し、その後、工事も3か年度を要するため、一つの事業終了まで6か年度かかることから、国庫債務負担行為を取得することができない。そのため、設計部分と、設計意図伝達業務を分けて行っている次第である。

委員	外務省
<p>○ 国庫債務負担行為の期限である5か年度を超えてしまうため分けたという理解か。</p> <p>○ 設計業務については入札を実施したのか。</p> <p>○ 後半部分の設計意図伝達業務のコストが判明しないまま、設計をしているということか。</p> <p>○ 予定価格内で折り合えない場合にはもう1度やり直すのか。</p> <p>○ 予定価格は、あくまで第一弾の設計業務の部分のみということか。</p> <p>○ 通常、1本で行う設計業務の契約を2本に分けているとのことだが、後半部分のコストも含めて、前半と合わせ選定できるような方法はないのか。現状、ロックインされている状態のため、設計だけ発注をした後、設計業務と意図伝達を依頼した際に、予定価格があってもやらざるを得ない状況となる。今まではデフレの影響で問題が生じなかったかもしれないが、最初からある程度外務省側が主導できるような業務内容・契約内容にしなければいけないのではないかという感じがするが、検討の余地はあるのか。</p> <p>○ 本案件に限らず、一般的に在外公館の設計や建設において、随意契約の割合は高いと捉えていいのか。また、その設計は、建設の段階で安全保障上の考慮がどの程度なされているのか。信頼できる事業者のリストがあり、その中から選定しているという理解か。</p>	<p>● 然り。</p> <p>● 設計業務については入札ではなく、プロポーザル方式による随意契約とし、外部の有識者も入れた評価委員の方で評価をし、設計者を選定している。</p> <p>● 然り。設計業務についても、プロポーザル方式で請負事業者を選定する際も、コストは見えていない。その後、当方の予定価格に合う価格で契約を締結している。</p> <p>● 然り。その場合には2番目に良かった事業者と契約交渉を行う。</p> <p>● 然り。</p> <p>● 現時点で明確な回答が出来ないが、ご指摘のとおり今後の検討課題と考えている。</p> <p>● まず設計については、外務省に登録されている、企業体の大きい事業者からA B Cにランク付けされており、基本的にはA及びBランクの事業者に声をかけ、関心のある事業者を選定した上で、ロングリストを作り、そこからさらに絞った上で、数者からプロポーザル方式により選定している。設計を進める中で、セキュリティの高い部分については、図面を一体にせず分けるよう配慮しながら進めている。工事業者についても、同様にAランク、Bランクの事業者に声をかけ、そこで関心のある事業者と指名競争入札という形で選定を行っている。</p>